

鳥取県経営安定事業継続支援資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による経営環境の悪化から回復が遅れている県内中小企業者等の当面の資金繰り負担軽減を図ることを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

| 融資対象者 | 次の全てに該当する県内中小企業者等 ア 最近3か月間の売上高又は直近決算期の売上高若しくは販売数量（建設業にあつては、完成工事高若しくは受注残高）又は営業利益が令和2年1月29日時点における直近の同期に比べ減少している者。 イ 同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っている者。 ウ 経営改善計画を作成し、その実現が見込まれる者。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|------|------|------|------|------|------|------|------|---|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 資金の使途 | 運転資金及び借換資金。ただし、借換資金は運転資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金、鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金、地域経済変動対策資金（新型コロナウイルスによる影響）、鳥取県チャレンジ応援資金及び鳥取県コロナ克服借換特別資金並びに保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、借換資金のみの利用は認めないものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 融資限度額 | 3,000万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 融資期間 | 5年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 融資利率 | 年1.80パーセント（固定金利） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信用保証 | 全て保証協会の保証を必要とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証料率 | <p>下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.68</td> <td>0.64</td> <td>0.59</td> <td>0.54</td> <td>0.49</td> <td>0.45</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35％とする。</p> | 料率区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | 保証料率 | 0.68 | 0.64 | 0.59 | 0.54 | 0.49 | 0.45 | 0.40 | 0.30 | 0.23 |
| 料率区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | | | | | | | | | | | |
| 保証料率 | 0.68 | 0.64 | 0.59 | 0.54 | 0.49 | 0.45 | 0.40 | 0.30 | 0.23 | | | | | | | | | | | | |
| 担保 | 保証協会の定めるところによる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 償還方法 | 期日一括返済 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 進捗報告 | <p>この資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、取扱金融機関に対して、融資期間内における毎期の決算後、経営改善計画の進捗状況について報告を行うものとする。また、報告を受けた取扱金融機関は保証協会にその内容を別添様式で報告するものとする（内容が網羅してあれば任意の様式でも可とする。）。</p> <p>進捗状況の報告を受けた取扱金融機関及び保証協会は、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、借入者の経営改善計画の達成に向けた経営支援を行うものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(融資の申込み)

第4条 この資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱金融機関と協議を行った上で、経営安定事業継続支援資金申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に経営改善計画書等の関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、対象者要件の確認及び内容の精査を行った上、必要に応じて意見を付して、申込書の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している取扱金融機関及び県にそれぞれ送付するものとする。

3 取扱期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの申込受付分とする。

(融資の審査と実行)

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関、申込みを受け付けた商工団体に対して審査結果を通知するものとする。

2 審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。